

【52】避難勧告と避難指示

災害対策基本法に（第 60 条）、災害時に市町村長が住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要するときは指示することが出来る旨の規定がありました。問題は、この「勧告」と「指示」の違いが、前もって知っていないとよくわからないことです。

法律論では勧告より指示の方が重いとのことですが、どちらにしてもあまり強制力が無いようなので、住民にとってはとまどいの種です。現場の市町村でも混乱があったようで、昨年、法律が改正されて、「勧告」が廃止され「指示」に一本化されました。

私はもっと強制力のある「命令」を設けるべきと思うのですが、避難の最終決断は個人であるという考え方にはなじまないかも知れません。そもそもわが国では勧告だろうが指示だろうが実際に避難する人の割合は小さいのです。

2005 年 8 月にアメリカのニューオリンズを襲ったハリケーン「カトリーナ」の高潮災害のとき、何日も前から州知事より住民に「避難命令」が発せられていたのですが、留守中の盗難を恐れ、鉄砲を構えて自宅に立て籠もって避難しない住民もいました。すると武装した州兵がテロリストの隠れ家でも襲うようにとり囲み、住民を無理矢理連れ出すのを TV で見て驚きました。

日本人からすると犯罪者でもないのに鉄砲で脅かすとは乱暴という気もしますが、相手も鉄砲を構えているので仕方がないのかも知れません。お国柄の違いを痛感しました。